

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、鶴見区在籍時の令和元年6月から旭区在籍の令和4年10月までの間、通勤経路の一部区間において、定期券を購入せず、株主優待券の利用やバス区間を徒歩で通勤することで、通勤手当471,190円を不正に受給しました。

なお当該職員は、令和2年度に株主優待券を使用する場合には通勤手当が支給されないことについて指導を受けているにも関わらず、その後も通勤手当を受給しながら株主優待券を使い続け、所属で定期券の確認があった際には、複数回に渡り偽装や虚偽報告を行いました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
旭区 (令和元年度：鶴見区)	技術職員	50代	停職 1箇月

※本処分については、令和5年7月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の4名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 係長級1名 所属長文書訓戒
- 係長級2名 所属長口頭嚴重注意

お問合せ先	
総務局人事課	045-671-4005